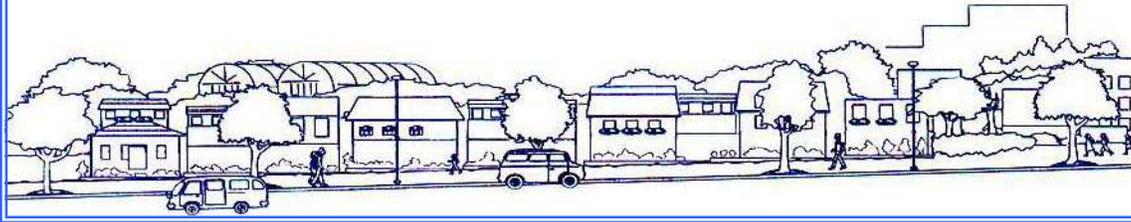


北小岩一丁目東部地区

177

2017/8/22

江戸川区土木部
区画整理課

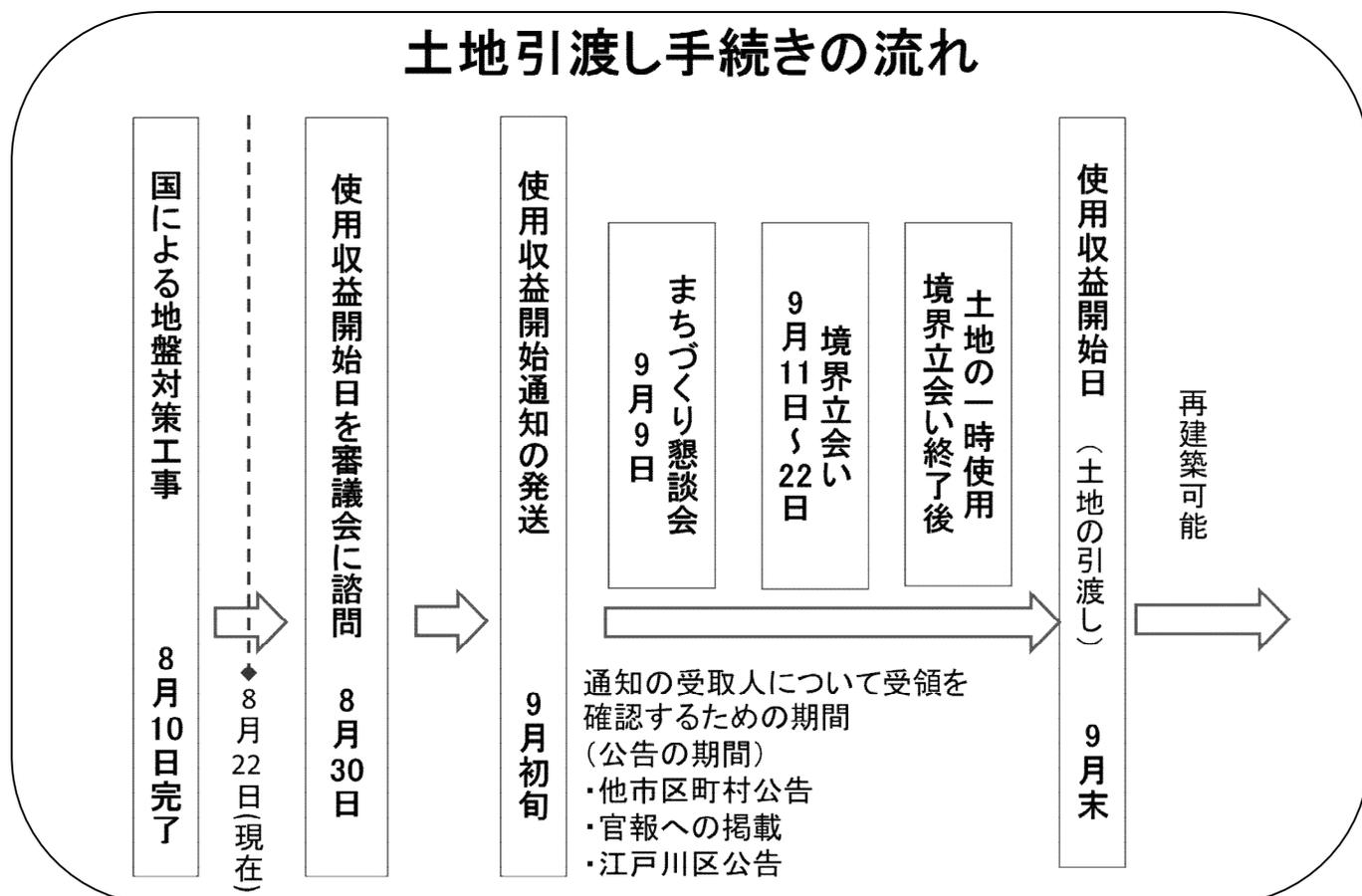
地盤対策工事が完了しました

日頃より区政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、土地の引渡しが遅れており誠に申し訳ございません。

国の地盤対策工事が8月10日に予定どおり完了し、事業施行地の管理は江戸川区が引継ぎました。今後、区はお約束している9月末の土地引渡しに向けて各手続きを進めていきます。

土地引渡し手続きの流れ



第18回土地区画整理審議会を開催します

第18回土地区画整理審議会の開催の為、審議会委員の方々に以下の日程にお集まりいただきます。今回は、土地の引渡し日(使用収益開始日)について諮問させていただく予定です。審議内容は、9月初旬発行予定の次号まちづくりニュースで皆さまにご報告いたします。

開催概要

日時：平成29年8月30日(水)午後7時から

場所：小岩区民館3階 集会室第二

○内容：土地の引渡し日(使用収益開始日)についての諮問等

第32回まちづくり懇談会の 開催日時が決まりました

第32回まちづくり懇談会の開催日時が以下のとおり決まりました。当日の内容等詳細につきましては、9月初旬発行予定の次号当紙面にてお知らせいたします。

第32回まちづくり懇談会 予定している内容

日時：平成29年9月9日(土)午前10時から

場所：小岩アーバンプラザ2階 集会室第1・2

- 内容：・使用収益開始日のご報告(審議会報告)
- ・現地境界立会いの予定について
 - ・一時使用の申請について
 - ・地区内の新築着工に際して 他

引渡し前の土地の一時使用について ご案内

地権者の皆さまへの土地の引渡しは9月末を予定しています。本来は土地引渡し日以降から再建を始めて頂きますが、出来る限り早く着手のための準備をしたいという皆さまには所定の手続き()を終えた上で下記の行為に限り引渡し前に行うことが可能です。

詳しくは、篠崎地区まちづくり事務所(移転造成係)までお問い合わせください。

所定の手続きとは、一時使用申請書の提出および境界立会いの実施です。

一時使用申請で可能となる行為

○地鎮祭

○測量

○地盤調査(スウェーデン式サウンディング試験)等

その他の利用方法につきましては、篠崎地区まちづくり事務所までご相談ください。

<お問い合わせ先>

電話：平日8:30 ~ 17:00

電話：計画換地係(5664-2619) 移転造成係(5664-2616) FAX専(5243-3711)

郵便：〒133-0053 江戸川区北篠崎2-26-7 篠崎地区まちづくり事務所